

－ 所沢市退職校長会会則 －

第1条 本会は、所沢市退職校長会と称し、事務所を会長指定の場所に置く。

第2条 本会は、会員相互の親睦と福祉の増進をはかると共に、地域の教育振興に寄与することを目的とする。

第3条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

1. 会員相互の親睦と慶弔。
2. 県及び入間地区退職校長会の事業への参加。
3. その他本会の目的達成に必要な事項。

第4条 本会は、所沢市内に在住又は在職した退職校長をもって組織する。

また、埼玉県内他市町村の会員であり、所沢市内に在住又は在職した退職校長は、本会の会員になれる。（準会員）

第5条 本会に次の役員を置く

会長1名、副会長2～3名、理事若干名、監事2名、幹事若干名（庶務・会計）

第6条 会長、副会長、監事は、理事会で選出し、総会に承認を経るものとする。

理事は、年齢構成別に会員の中から選出する。

幹事は、会長が委嘱する。

第7条 役員の任期は2ヶ年とし、再任を妨げない。補欠役員の任期は前任者の残任期間とする。

第8条 会長は本会を代表する。副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはその任務を代行する。

第9条 本会の会議は次のとおりとする。

- 1 総会 2 理事会 3 本部会

総会は、年1回会長が招集する。必要により臨時総会を開くことができる。

理事会は、本部役員及び理事で構成し、会長が必要と認めたとき開く。

本部会は、会長、副会長、幹事で構成し、理事会提出の原案企画及び緊急事項の執行にあたる。

第10条 本会に顧問を置くことができる。顧問は理事会の議を経て会長が委嘱する。

第11条 会員の慶弔については別に定める。

第12条 本会の経費は、会費、寄付金、その他の収入をもってあてる。

第13条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

※ 理事は、当分の間、合計28名程度とする。

付 則

本会則は、平成2年5月2日より施行する。

本会則は、平成7年4月21日一部改正、平成7年4月21日より施行する。

本会則は、平成19年4月16日一部改正、平成19年4月16日より施行する。

本会則は、平成25年4月13日一部改正、平成25年4月13日より施行する。

本会則は、平成29年4月1日一部改正、平成29年4月1日より施行する。

本会則は、令和3年4月1日一部改正、令和3年4月1日より施行する。

○ 生存中の退会者の扱いについて

生存中に退会を申し出た者は、次のように扱う。

1 本人からの申し出の場合

理事会の承認を得て、会員及び会員名簿より除外する。

2 疾病等やむをえない事由により、本人の意思は確認できないが親族より退会申し出の場合理事会の承認を得て、慶弔規程に準じた意を表し[やむを得ず失効]と言う扱いで会員及び会員名簿より除外する。